

ARMS
日本語学校
募集要項

ARMS日本語学校 募集要項

2021/4期生～ 改訂

1. 募集コース

コース	入学	定員
進学2年コース	4月	160名
進学1年半コース	10月	
一般2年コース	4月	80名
一般1年半コース	10月	
一般1年コース	4月	

2. 対象

- 大学・大学院・専門学校等に進学を希望する人
- 日本や母国の日系企業などでの就労を希望する人
- 留学目的がはっきりしており、日本の高等教育機関で勉強ができるだけの基礎学力を有している人
- 安心して勉学に打ち込めるだけの経済的な能力のある人

3. 募集条件・入学資格

- ◆12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している人
- ◆原本書類提出時点で日本語能力試験
日本語能力試験(JLPT) N5以上 / BJT・JLRT 300点以上 / NAT-TEST 5級以上 / TOPJ 初級A以上 / JPT 315点以上 / J-TEST 250点以上 / J-CERT 初級以上 / JLCT(JCT1～5)のいずれかの試験の合格証書を所有する人
- ◆原本書類提出時点で、日本語学習時間が150時間以上経過している人
- ◆正当な手続により本国への入国を許可される見込みのある人
- ◆信頼のおける連絡人または保証人のいる人

4. 出願期間および出願方法

- 進学/一般 1年コース及び2年コース(4月入学)/前年8月～11月上旬(必着)
進学/一般 1年半コース(10月入学)/2月～5月上旬(必着)

・出願方法

- (1) 申請者または経費支弁者が海外にいる場合は、直接郵送で出願書類を送付
- (2) 在日支弁の場合、経費支弁者が書類を本校に持参

5. 選考料及び学費、その他の費用

【進学/一般 2年コース】 ()内 税込金額

	選考料	入学金	授業料 (初年度)	その他*	入学前納入 金額 合計	授業料 (次年度)※	2年間 合計金額
税抜	30,000円	50,000円	600,000円	85,000円	765,000円	600,000円	1,365,000円
税込	(33,000円)	(55,000円)	(660,000円)	(93,500円)	(841,500円)	(660,000円)	(1,501,500円)

※入学翌年2月納入

【進学/一般 1年半コース】 ()内 税込金額

	選考料	入学金	授業料 (初年度)	その他*	入学前納入 金額 合計	授業料 (次年度)※	1.5年間 合計金額
税抜	30,000円	50,000円	600,000円	65,000円	745,000円	300,000円	1,045,000円
税込	(33,000円)	(55,000円)	(660,000円)	(71,500円)	(819,500円)	(330,000円)	(1,149,500円)

※入学翌年8月納入

【一般 1年コース】 ()内 税込金額

	選考料	入学金	授業料 (初年度)	その他*	入学前納入 金額 合計
税抜	30,000円	50,000円	600,000円	55,000円	735,000円
税込	(33,000円)	(55,000円)	(660,000円)	(60,500円)	(808,500円)

*その他＝教科書、学生団体保険、健康診断、遠足、課外活動費等

注意： 日本語能力試験(JLPT)、留学試験(EJU)代等 試験費用は別途必要です

- ①選考料は申請書類提出時にお支払いいただき、「在留資格認定証明書(COE)」の交付、不交付にかかわらず、返金できません。
- ②「在留資格認定証明書(COE)」交付後のキャンセルについては、授業料、その他費用を除き、選考料および入学金を振込期日までにお支払いください。
- ③「在留資格認定証明書(COE)」交付後、ビザの申請を行わず、不来日の場合は選考料、入学金を除き、返金いたします。但し、「在留資格認定証明書(COE)」および入学許可証の返送及び学生本人による、入学を取りやめる旨を記載した書面(任意様式)の提出が必要です。
- ④在外公館でビザ発給が認められず、入学できなくなった場合は、納入された授業料、その他費用を返金いたします。ただし、その場合は留学ビザの発行が否定されたことを示す証明書が必要です。
- ⑤ビザ発給後、来日以前に入学を辞退した場合は、選考料および入学金を除く授業料、その他費用を返金いたします。ただし、ビザを取り消した旨の証明書が必要です。
- ⑥入学後半年以内の退学は、いかなる理由でも、半年分の授業料およびその他費用の返金は、いたしません。入学から半年以内に在留資格を変更した場合も同様となります。
- ⑦ 在学中に、自己都合で退学した時は、学期途中の退学の場合、当該学期の授業料及びその他費用は返金しません。次学期の授業料を納入済の場合は、その授業料を返金いたします。この場合、帰国する者については、帰国の確認後、他のビザへの変更を行う者については、ビザ変更を確認後、返金手続きを行います。
- ⑧法令、校則に違反し、除籍処分となった者には授業料の返金はできません。
- ⑨授業料は所定の期日までに支払ってください。所定の期日までに支払わない場合は、受講を認めません。